

勇気をもって

- 1 「勇気がなければ、他のすべての資質は意味をなさない。」、「勇気は人を繁栄に導き、恐怖は人を死へ導く」という先人の教えがあります。

民事介入暴力事件（以下「民暴事件」という）の解決は、まさに「勇気」の一言に尽きると言っても過言ではないでしょう。

それは、依頼者だけでなくその周りの人にとっても同様に、弁護士も勇気なくしては事件に立ち向かうことはできません。

先日、建物の大家さんが借主の元暴力団員及び暴力団員を約 15 年ぶりに退去させたという事件を民暴委員会の弁護士 4 名で手がけました。

借主らはこの間、刑務所に入ったり、逮捕勾留もされ、大家さんとしては彼らに対し明け渡しを求めたいのはやまやまでしたが恐怖が先立ち 10 数年が経ったのです。

今回、県警、暴追センター、(弁護士会の)民暴委員会の三者の協力を得て、大家さんにも警察の手厚い保護があり、無事に事件が終了しました。

現在、暴力団員などのいわゆる反社会的勢力に建物を貸しているか、不法占拠されている方の参考になれば幸いです。

2 事件の処理

(1) 相談 いわゆる反社会的勢力に関する相談については、暴追センターに電話を掛けていただくのがよいでしょう。もちろん弁護士会でも構いません。

暴追センターは、例えば借主が名義貸しであれば刑事事件になりますので警察との連携で対応が可能でしょうし、民事事件として処理すべき案件であれば民暴委員会とで対応致します。

(2) 身辺警護 暴力団員がらみの事件では、事案によっては警察による依頼者に対する身辺警護が行われます。場合によっては弁護士についても行われます。

(3) 委任・事件処理 民事事件として処理する場合、弁護士も複数対応で万全を期します。建物明け渡しの場合、裁判になることが通常です。まず、建物に住んでいる人を確定するために占有移転禁止の仮処分を行います。次に、訴訟を行います。日本では三審制を採っていますので、一審で勝っても相手方が控訴、上告をすることがあり、訴訟が確定するまでに時間がかかります。判決が確定すれば、建物明け渡しの強制執行となります。

3 問題点



段 貞行 弁護士

このように、裁判は、時間、費用がかかります。これは裁判の性質上やむを得ないところがあります。ただ、民暴事件で一番問題となるのは、相手方に対する恐怖心です。かつて一軒家の大家さんが賃貸したところ、借主が変わって組事務所になったという相談を受けたことがあります。大家さんは暴力団であるとのことで明け渡しを求めることについて躊躇してそのままになりました。

しかし、警察は依頼者の身辺警護のために様々な配慮を行います。あとは依頼者の勇気です。依頼者は暴力団員等と関わらずもつなかりを持たざるを得なくなったことで気が休まることはないでしょう。しかし自分だけの問題ではないのです。暴力団員等の反社会的勢力を排除しないことは彼らの活動を影ながら助長することにもなりかねないのです。

- 4 県警、暴追センター、民暴委員会がタッグを組んで暴力団員らの排除を支援しています。勇気をもって一緒に暴力団等を排除致しましょう。

寄稿者 埼玉県所沢市東住吉15-3 段 貞行法律事務所

TEL 04-2921-6543

民事介入暴力委員会・埼玉弁護士会 段 貞行 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信 N0.70」から編集したものです。